

第 3 章の 3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第 30 条の 8 福山地区消防組合管理者（以下「管理者」という。）は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、福山地区消防組合の管内に在る者は、第 30 条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 管理者は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

○火災予防規則

(林野火災に関する注意報及び林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令基準)

第 4 条の 2 条例第 30 条の 8 第 1 項の規定による林野火災に関する注意報は、次の各号のいずれかに該当する場合に発令する。ただし、当日に降雨又は降雪が見込まれる場合は、この限りでない。

(1) 前 3 日間の合計降水量が 1 ミリメートル以下であり、かつ、前 30 日間の合計降水量が 30 ミリメートル以下の場合

(2) 前 3 日間の合計降水量が 1 ミリメートル以下であり、かつ、乾燥注意報が発表されている場合

2 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報は、前項の発令基準に該当し、かつ、強風注意報が発表されている場合に発令する。ただし、当日に降雨又は降雪が見込まれる場合は、この限りでない。

(火の使用制限等の対象区域の指定)

第 4 条の 3 条例第 30 条の 8 第 3 項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条の規定により広島県知事が作成する地域森林計画及び同法第 7 条の 2 の規定により近畿中国森林管理局長が作成する国有林の地域別の森林計画（以下これらの計画を「森林計画」という。）の対象となる区域とする。

2 条例第 30 条の 9 の規定による火の使用の制限の対象となる区域は、前項に規定する森林計画の対象となる区域とする。

【解釈及び運用】

本条は、林野火災の予防上注意を要する気象状況になった際に、条例第 30 条の 9 に規定する林野火災警報を発令する前段階において、制限及び罰則を伴わずに林野火災の予防に係る注意喚起を行うとともに、林野周辺の区域において住民等に火の使用制限の努力義務を課す、林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」という。）について定めたものである。

なお、林野火災注意報の運用等については、規則第 4 条の 2 第 1 項及び第 4 条の 3 第 1

項によるほか、「火災に関する警報等に係る事務処理要綱」（2026 年（令和 8 年）2 月 27 日制定）によること。

1 第 1 項

発令条件については、規則第 4 条の 2 第 1 項によること。

2 第 2 項

本項では、林野火災注意報が発令された場合に努力義務の対象となる火の使用の制限は、条例第 30 条各号に定めるものであることを規定している。これは、林野火災注意報は林野火災警報の前段階として発令されるものであり、林野火災警報発令時には、条例第 30 条各号に定める火の使用の制限に従わなければならないため、前段階である林野火災注意報発令時においても条例第 30 条各号に定める火の使用の制限に対し従うよう努力義務を定めたものである。

なお、条例第 30 条各号に定める火の使用の制限については、条例第 30 条の【解釈及び運用】によること。

3 第 3 項

本項は、林野火災注意報の発令区域のうち、火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を福山地区消防組合管理者が指定することができると規定したものである。これは林野火災注意報が林野火災発生の防止を目的としており、実際に林野火災の予防上危険な気象状況になった場合に発令するものであるため、発令区域内のうち林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができるものである。

なお、火の使用の制限の努力義務の対象となる区域については、規則第 4 条の 3 第 1 項により指定している。